かりつけ または、.

県庁子育て支援グ

5

検査を受

の方法

:療を受

X

ション

# ンフ 才

# 月10 間月 には でっ ナ 労 ・ 働 保険適用促進

り個保険(労災保険・雇用保険) は、労働者が労働災害や失業したと きに必要な保険給付を行い、生活の 安定・社会復帰や再就職の促進・雇 用機会の増大等を図ることを目的と して、政府が管理・運営している強 制的な保険制度です。 事業主の皆さん、加入手続きはおき 事業立の皆さん、加入手続きはおき

一部を徴収することとなっていま合、遡及して労働保険料を徴収分働災害が生じ労災給付を行っ 行する団体で、保険事務組合 は、最寄り 部を徴収することとなっています。 手続きが 加入手続きを怠ってい 労働保険に加入する義務があり |者を1人でも雇っている事業主 遡及して労働保険料を徴収する **務組合(労働保険の事務を代(公共職業安定所)又は労働**  $\mathcal{O}$ お済みでな 労働基準監督署・ハ た期間中に、 事業主 の全額 ロの た場

# 10 月は土地月間

● 都市計画 ※大規模な が必要で には、国 [土利用] 積 以 上 計  $\mathcal{O}$ 三画法に基づく届出9大規模な土地取引

● 都市計画区域以外 0 5 0, 0, 0 0 0 0 m² m² 以 以上上

# ■土地取引のお問い のことです。 合わ せ先

☎27-2114 総務課企画グル-

# ら不れ正 ませず。 。に関わる人は罰 せ

地方税法の改正により、不正軽油に関わるあらゆる人が罰則の対象となりました。製造、販売、使用など不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油に使用されます。 中では、10月を「不正軽油を製造する場所を提供した人なども罰則が適用されます。 県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」に設定し、関係団体と協力して不正軽油の製造・使用の防止に取り組んでおります。 なお、「灯油や重油をトラックの燃料に使っているようだ。」、「不審な施料に使っているようだ。」、「不審な施料に使っているようだ。」、「不審な施料に使っているようだ。」、「不審な施料に使っているようだ。」、「不審な施料に使っているようだ。」、「不審な施料に使っているようだ。」、「不正軽油を協力している。」などの情報がありました。

ます。) におたずねくださ

福島労働局

商工会·事業協同組合

# が 約さ ·社会保

◆予約受付 ◆実施時期 平成18年 出張相談日 12月の相談よ

(受付 5 より 定人数となり次第締め切ります) 1時間は午 電話にて受付し 分 · します。

び持参ください。 がキが送付された ※なお、予約された 5 6 1 8

# ★ご注意く 国民年金 の お 知ら Ú

を実施いたします。 対象となる方で接種 を実施いたします。 を実施いたします。

ル

エンザ予防接

**性されますようお知** で接種希望される場

1会保 (年金給付

2

限江町・富岡町の両役場で実施しています社会保険出張年金相談については年々両会場とも相談者が増加しております。そのため会場にこられても相談を受けられずに帰られる方が増えてきております。そこで、いままでは両会場とも相談当日受付を行ってきましたが、円滑な相談を実施していくため今後予約制としますので何卒ご理解とご協力をお願いします。

/相談日の5日前まで (ただし子 Iの3週間前月の相談より

# 平 社 険事

**☎**0244−26−112 福島県相双地方振興局 絡ください。

午後

務所 総 合相談

のご案内「インフルエンザ予防接種」

県税部

対

Iわせ先 一日祝日を除る 室

れますので相談当日れた方には、後日ハ

# 

高野病院・! (ただし、医 (ただし、医 ります Ū,  $\mathcal{O}$ で 事 木 前 より にごな 確診 認旨 くが

ご連絡く る場合は事前に保健センタ右記以外の医療機関で接種 (直接受診して 、ださい。 根本医院 さ 馬 湯医院 希 までさ

2 回 の です。目の目の 予防接種を希望され、000円  $\mathcal{O}$ )接種料: 金は全額自己 れ る場

合

**☎**27-3040 **☎**27-3040 **☎**27-3040



# 経過措 **ഗ**

●発見されにくい高齢者の結核
●対ない・体重減少・微熱が続く等の気がない・体重減少・微熱が続く等の症状が特徴です。家族の方は、日頃症状が特徴です。家族の方は、日頃症状が特徴です。家族の方は、日頃ったは大丈夫?
●あなたは大丈夫?
○あなたは大丈夫?
○あなたは大丈夫?
○あなたは大丈夫?

まが

く等の行

終保 了育

に士

つ登い録

ての

置

児童福祉法の改正により、保育士として業務を行う方は保育士登録を することが必要となりました。 11月28日までに登録が済んでいない 方は保育士として業務を行うことが できなくなります。現在保育士とし て業務を行っている方及び今後業務 を予定している方は、期日までに登 録してください。 また、保育士登録の手引き・リーフレットは広野町保育所にもありま すので、ご利用ください。

た人

# 犬の飼い方について 飼主の皆さんへお願いです。

この頃、犬のフンの始末と放し飼い の苦情が大変多いです。

袋とシャベルを持ち歩かない、持っ ていてもフンの始末をしない飼主が多 く見受けられます。フンの始末は飼主 の最低限のルールです。また、夕方、 夜間に犬を放してしまい周辺の人や犬 に被害を加えたり、他人の家の庭でフン



をしたりと様々 な事故や環境問 題を起こします。 これらを防ぐた めにも飼主が自 覚し正しい飼い 方をするようお 願いします。

# ごみの分別について(お願い)

タンが出る長引く咳(2週間以上)長引く咳(2週間以上)の人々にうつしてしまいます。

Eる ●長引く倦怠感(2週間以上)

26 I

3

2

医

療薬事グル

結核は、人から人にうつる感染症に結核にかかっています。福島県では、年間281人の方が

0)

病気ではあり

ませ

ん

な

正め

3生後6か月までにBC ひはもいり。 ひと活をえて、

CG接種を受

ではいる。出し方

分別早見 も25 も25 も25 して なおり

自分が結核だと気づ

かずに周り

種け

乳児

0 重早

<sup>宝</sup>症結核を防ぐ 下期に結核のな

のぐ予防接の免疫をつ

お です

けまし T C G

は

結核予防

の

お

知ら

体重減少

長引く微熱

胸の

痛

2

この頃、特に違反ごみが多くごみステーションが大変汚れて おります。カラスの被害、悪臭の発生など衛生上問題がある箇所 が増えています。また、飲食店、事業所から出るゴミも見受けら れ周りに住む皆さんが非常に困っております。飲食店、事業所か ら出るゴミは自ら直接南部衛生センターへ搬入してください。 ごみの分別がきちんと守られていないため、違反ゴミ

として取り扱われ回収されていない現状です。ルールを守りき ちんと分別をし出されますよう特 にお願いします。各地区にあるごみ ステーションはそこに住む地区皆 さんのものです。お互いに注意し合 いきれいな環境を保つようお願い します。

分別が分からない場合は配布され たこの冊子を参考にしてください。 配布されていない方は役場福祉 環境グループへお越しください。



- ◎収集日以外の日はごみを絶対に出さないでください。
- ◎ ごみは収集日の午前8時30分までに出してください。 ◎ごみは指定された袋に入れて出してください。
- ◎「ごみステーション」周辺の清掃にご協力ください。

